

手続きをお忘れではありませんか？

屋根や壁を塗り替えるとき…

一軒一軒の建物がまちなみをつくりあげて秦野の景観となっています。そこで、建築物の外観が景観に配慮した色彩となるよう、景観法に基づく景観計画「ふるさと秦野生活美観計画」で外壁・屋根の色彩基準を設けています。

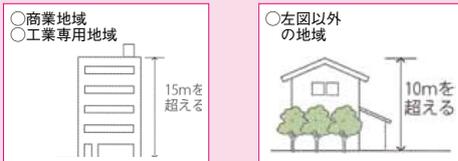
また、一定規模以上の建築物については、塗り替え等により色彩の変更をする際、「秦野市景観まちづくり条例」及び景観法の手続きが必要となります。

●色彩基準の対象は？

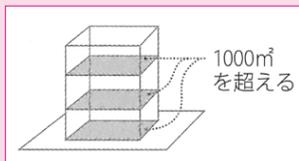
秦野市内すべての建築物が対象です。

●手続きが必要となる建築物の規模は？

①周囲の地面と接する最も低い位置からの高さが商業地域・工業専用地域で15メートル、その他の地域で10メートルを超えるもの



②延べ面積が1000平方メートルを超えるもの



色彩基準や手続きの流れについては、まちづくり推進課窓口でご案内するほか、市のホームページからもご覧いただけますので、建築物の塗り替えをお考えの際はご確認をお願いします。

また、色彩基準に合っているか、手続きが必要なのか等、判断に迷われる場合は、まちづくり推進課までご相談ください。

生活美観創出協議 検索

景観まちづくり市民会議をご存じですか？

平成19年発足以来、「景観の秦野」と呼ばれるまちにしたい、秦野の景観をもっとよくしたい！という思いから、市民の目線で自主的に活動しています。



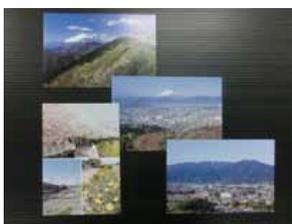
秦野市景観まちづくり条例に基づき設置された組織で、メンバーは公募で集まりました。現在は第3期メンバーが活動中です。

裏面のふるさと秦野生活美観表彰の審査のほか、市内の景観のいいところを紹介したり、水無川河川敷で花だんの整備を通して花づくりを身近なものとして提案をするなど、様々な活動を行っています。詳しい活動内容はウェブサイトをご覧ください。

秦野市景観まちづくり市民会議 検索

秦野景観ポストカード&ふるさと秦野景観100選 絶賛発売中！！

市役所西庁舎前ファミリーマートや一部書店などで販売しています。



秦野景観ポストカード(4種/1枚50円)



ふるさと秦野景観100選(1500円)

※市役所西庁舎前ファミリーマートは4枚セット200円

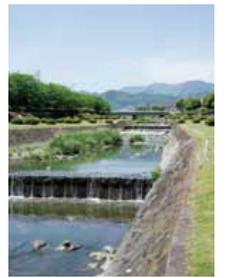
看板設置のルール

水無川特定区域って？



秦野の特性を生かしたより良い景観まちづくりを進めるため、屋外広告物の設置や管理などについて「秦野市屋外広告物条例」を制定しています。

中でも、市内の重要な景観資源の一つである水無川沿いの区域については、河川敷散策路からの眺望を維持・保全するため、「特定区域」を指定しており、一定高さ以上の広告物について独自の色彩基準が適用されます。



●対象区域は？

水無川の両外側(商業地域、近隣商業地域を除く)30mを範囲としています。

●制限内容は？

①自己用広告物(*)のみ設置が可能です。

②表示部分の高さが地上5mを超える広告物には色彩基準が適用されます。

*「自己用広告物」とは、自己の店舗や営業内容などを表示するため、自己の営業所などに設置するものをいいます。



ここにも！

景観に配慮された看板たち

“一人ひとりの意識がより良い景観を創る”

普段なにげなく目にしてる看板もまち全体の中では、重要な景観要素となります。

最近では、これまで目立つことに重点をおいていた派手なデザインから、まちなみ景観を意識したデザインとする事業者や、全国一律ではなく地域の特性にあわせてデザインをひと工夫する店舗などが見受けられます。

ここでは、良好な景観の維持に努める事業者等の主体的な取り組みにより、景観に配慮された事例を紹介いたします。



▶文字と地色を反転させた例



▶高彩度色を減らした例



▶高彩度色の彩度を下げた例

